

令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度川崎市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度川崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に「なお、翌年度に資金不足が生じる見込みのため、企業債（経営改善推進事業）1,800,000千円を借り入れる。」を加える。

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に、次のとおり加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 経営改善推進事業	千円 1,800,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年 6.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から15か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えることができる。

令和7年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦